

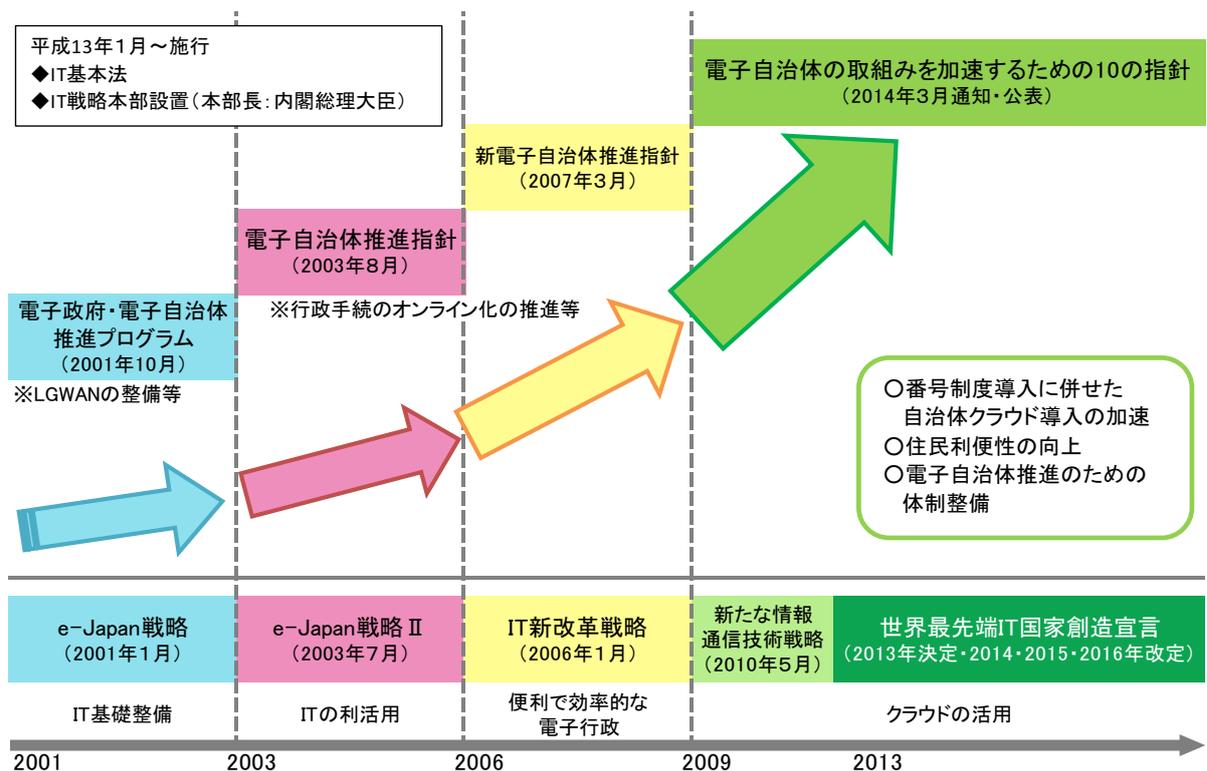
第2章 本市を取り巻く情報化の動向

1. 国における情報化政策の動向

1.1 国における情報化政策の流れ

政府は、情報化政策を強力に推進するため、平成13年1月にIT戦略本部を設置し、「e-Japan戦略」を策定しました。以後、「e-Japan戦略Ⅱ」、「IT新改革戦略」、「新たな情報通信技術戦略」、「世界最先端IT国家創造宣言」を策定し、情報化に取り組んできました。

図表 2-1 我が国における政府のIT戦略と電子自治体[※]の推進



(出典:総務省「地方自治情報管理概要～電子自治体の推進状況(平成27年4月1日現在)～」より作成)

「世界最先端IT国家創造宣言」は毎年改定されており、平成28年5月の改定では、「国から地方へ」、「地方から全国へ」の横展開を基本的な方針としつつ、「一億総活躍」、「地方創生」、「女性の活躍促進」、「国土強靱化」などの諸課題の解決にITを利活用する取組を強化することが示されています。

また、平成32年までを「集中取組期間」とし、重点項目「1 国・地方のIT化・業務改革(BPR)の推進」「2 安全・安心なデータ流通と利活用のための環境の整備」「3 超少子高齢社会における諸課題の解決」を中心に、国・地方が一体となり強力に施策を推進していくこととされています。

図表 2-2 「世界最先端 IT 国家創造宣言」(平成 28 年5月 20 日改定)の概要

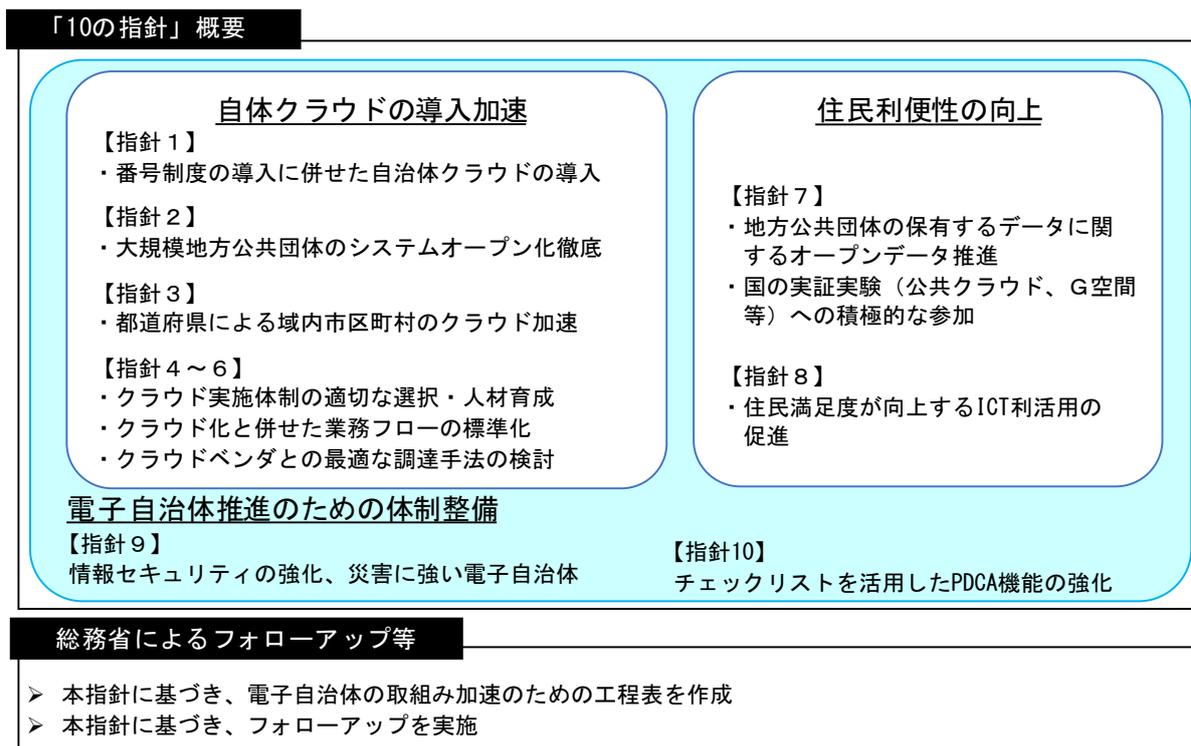
重点項目	主な取組内容
<p>1 国・地方の IT 化・業務改革 (BPR) の推進</p>	<p>(1) 国の IT 化・業務改革 (BPR) の更なる推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用コスト3割削減 ・業務改革(BPR)の推進 など <p>(2) 地方公共団体の IT 化・業務改革 (BPR) の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体クラウド[※]導入の取組 ・IT 化・業務改革(BPR)の推進 など <p>(3) ガバナンス[※]体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイバーセキュリティ[※]対策 ・職員の IT マネジメント能力[※]の向上 など
<p>2 安全・安心なデータ流通と利活用のための環境の整備</p>	<p>(1) 利用者志向のデータ流通基盤の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ流通基盤の整備 ・基盤を支える技術開発 など <p>(2) データ流通の円滑化と利活用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ流通の円滑化と利活用の促進 ・新たなサービスへの対応 ・人材育成 ・デジタル・ディバイド[※]の解消 など <p>(3) 課題解決のためのオープンデータの「実現」(オープンデータ 2.0)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープンデータサイクルの促進 ・地方公共団体の取組の推進 ・海外展開 など
<p>3 超少子高齢社会における諸課題の解決</p>	<p>(1) ビッグデータ[※]を活用した社会保障制度の変革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護分野における利活用 ・医療分野における利活用 など <p>(2) マイナンバー制度等を活用した子育て行政サービスの変革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て関連のサービスのワンストップ化 ・子育て関連手続の電子化 など <p>(3) IT 利活用による諸課題の解決に資する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業競争力の強化 ・地方創生の実現 ・マイナンバー制度を活用した国民生活の利便性の向上 ・安全で災害に強い社会の実現 など

(出典:「世界最先端 IT 国家創造宣言」(平成 28 年5月 20 日改定)より作成)

1.2 国による電子自治体推進の取組

総務省では、平成 26 年3月に電子自治体推進指針である「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」を策定しました。この指針では「世界最先端 IT 国家創造宣言」を踏まえた「番号制度の導入に併せた自治体クラウドの導入」を第1の指針と位置づけ、加速を促し、行政情報システムの改革に関して地方公共団体に期待される具体的な取組を提示することに重点を置いています。

図表 2- 3 「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」概要



(出典:総務省「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」より作成)

2. 静岡県における情報化政策の動向

2.1 静岡県における情報化政策の動向

静岡県では、平成 10 年に策定した「静岡県高度情報化基本計画」及び平成 12 年に策定した「情報化ビジョン 2005」に基づき、しずおかデジタル・オフィス(職員一人1台パソコンと庁内 LAN[※])の整備、S-Net(学校間ネットワーク)の整備、インターネット[※]を通じた情報発信の充実、電子入札[※]の開始、インターネット・アドバイザーの設置、IT 講習会の開催など、情報化を着実に推進しています。

平成 18 年3月には静岡県総合計画「魅力ある“しずおか”2010 年戦略プラン後期 5 年計画」の策定を受け、静岡県情報化計画に位置づけられる「しずおか IT 戦略」(平成 17 年 4 月策定)について、平成 18 年 6 月に数値目標などの一部改訂を行っています。しずおか IT 戦略にある“IT 利活用の推進”では、「地域の情報化」、「行政の情報化」の2つから方向性が示されています。

平成 23 年には高度情報化基本計画「ふじのくに ICT 戦略」を策定し、『誰もが、いつでも、どこでも、情報でつながる“ふじのくに”づくり』を基本目標に、「ICT 利活用の促進」、「情報通信基盤の整備促進」、「安心・安全な情報利用環境の実現」を3つの柱として各種の施策を展開し、光ファイバー網の整備促進や電子自治体の高度化、県民生活の利便性向上などの成果を上げてきました。

現在では平成 26 年に策定された静岡県情報化基本計画「新ふじのくに ICT 戦略」に基づき、施策を展開しています。また、平成 26 年8月に都道府県では初となるオープンデータのポータルサイト[※]「ふじのくにオープンデータカタログ」を開設し、静岡県内の市町のデータも併せて公開しています。

図表 2- 4 静岡県の情報化に関する計画のあゆみ

年	計画など
平成 10 年	静岡県高度情報化基本計画
平成 12 年	情報化ビジョン 2005
平成 17 年	しずおか IT 戦略
平成 18 年	しずおか IT 戦略の数値目標などの一部改訂
平成 23 年	静岡県高度情報化基本計画「ふじのくに ICT 戦略」
平成 26 年	静岡県情報化基本計画「新ふじのくに ICT 戦略」

2.2 静岡県における情報化方針

「新ふじのくに ICT 戦略」では、基本目標を『富国有徳の理想郷“ふじのくに”を創る ICT の利活用』と位置づけ、「安全・安心で快適な暮らしの実現」「地域の活性化、産業の活性化」「日本最高水準の電子行政の実現と市町との連携」「基盤の強化」を4つの柱として、各分野における戦略を策定しています。

図表 2-5 「新ふじのくに ICT 戦略」概要

<p>基本目標と 3つの視点</p>	<p>(1)基本目標 『富国有徳の理想郷“ふじのくに”を創る ICT の利活用』</p> <p>(2)3つの視点 総合計画の基本理念「富国有徳の理想郷」“ふじのくに”づくりを ICT により支援 I:イノベーション(革新)の創出 C:コラボレーション(協働)の推進 T:トップレベル(最高水準)の行政サービスの提供</p> <p>(3)計画期間 平成 26 年度から 29 年度まで(4年間)</p>
<p>施策展開の 4つの柱</p>	<p>(1)ICT の利活用推進による安全・安心で快適な暮らしの実現 ICT の利活用推進により、防災、教育、環境、医療、防犯、交通安全等の社会的課題を解決し、安全・安心で快適な暮らしの実現を図り、県民生活の向上を目指す。</p> <p>(2)ICT の利活用推進による地域の活性化、産業の活性化 ICT を活用した観光や農林水産物などの情報発信や県内中小企業の競争力強化により、地域や産業の活性化に貢献する。また、テレワーク*やスマートデバイスを活用した新たなワークスタイルの導入推進などにより女性や高齢者等の雇用を促進する。</p> <p>(3)日本最高水準の電子行政の実現と市町との連携 ICT の利活用推進により、県民本位の、便利で利用者負担の少ない行政サービスを提供する。また、県情報システムの集約・統合化や市町情報システムのクラウド化の推進などにより、徹底した行政コストの削減や業務の効率化を図る。</p> <p>(4)ICT の利活用推進を支える基盤の強化 県内の情報過疎地域を解消するための超高速ブロードバンド*の整備や、災害・事故等に強い情報通信基盤・情報処理基盤の整備を推進する。また、ICT の利活用を効果的に推進するための人材育成の取組を強化する。</p>

(出典:「静岡県情報化基本計画『新ふじのくに ICT 戦略』(概要)」)

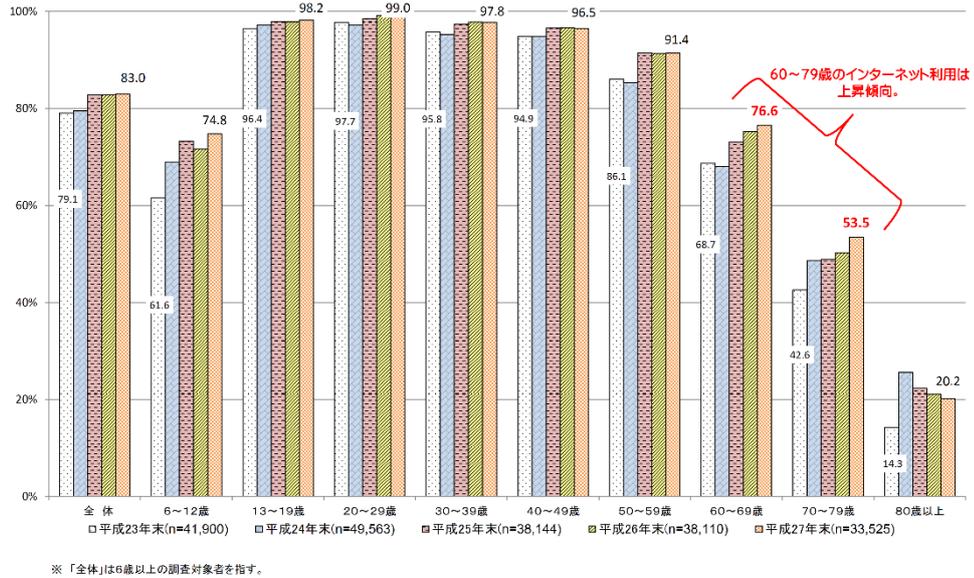
3. ICT(情報通信技術)の動向

3.1 国民・企業の情報化動向

(1) インターネットなどの普及状況

13歳～59歳のインターネット利用は90%を上回っており、60～79歳のインターネット利用は上昇傾向にあります。

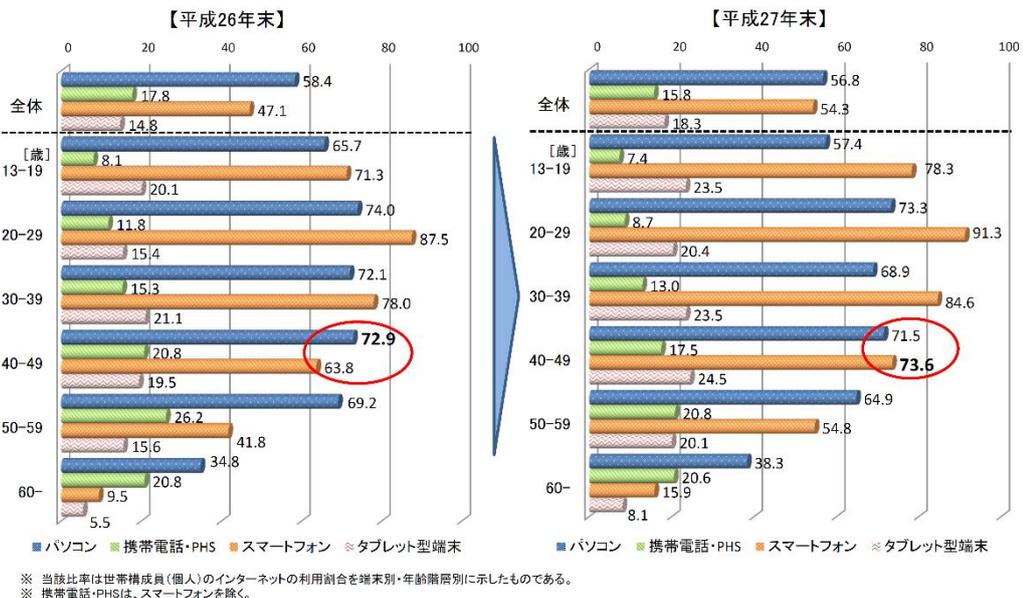
図表 2-6 年齢階層別インターネット利用状況



(出典:総務省「平成27年通信利用動向調査」)

スマートフォンでの利用がすべての世代において上昇しており、特に、40歳代では初めてパソコンの利用を上回りました。また、タブレット型端末での利用も、すべての世代で上昇しています。

図表 2-7 世代別インターネット利用機器の状況

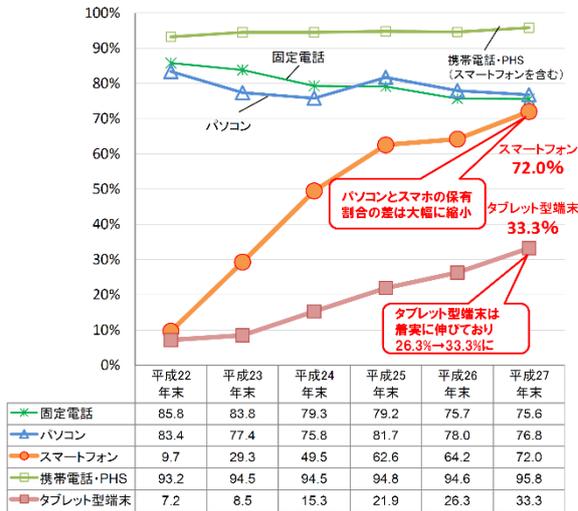


(出典:総務省「平成27年通信利用動向調査」)

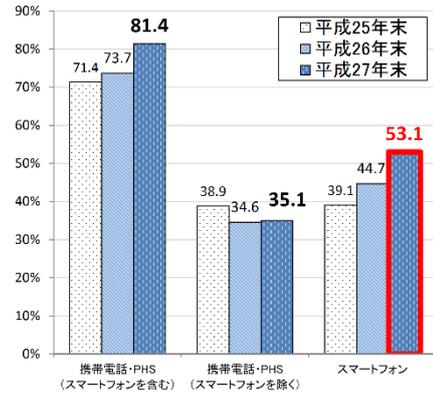
スマートフォンを保有している世帯の割合は上昇を続け、パソコンを保有している世帯との差が縮小しました。また、タブレット型端末も上昇しています。

スマートフォンを保有している個人の割合は上昇を続け、53.1%となりました。

図表 2-8 主な情報通信機器の保有状況 (世帯)



図表 2-9 主な情報通信機器の保有状況 (個人)

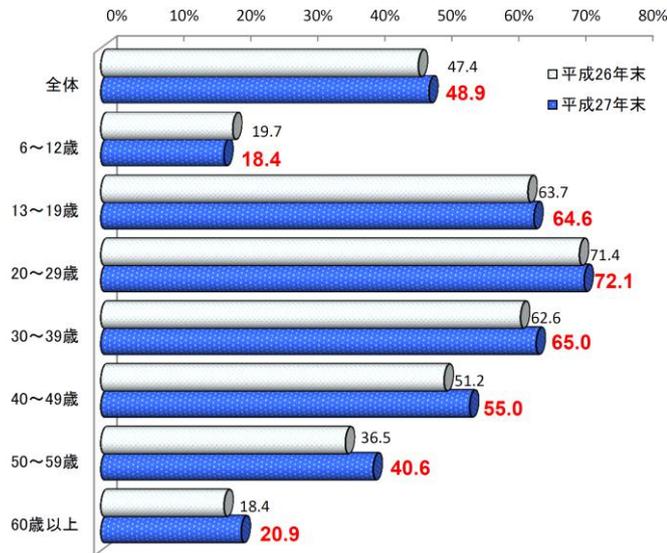


(出典:総務省「平成 27 年通信利用動向調査」)

(2) 個人におけるICT利用の状況

SNSの利用者の割合は、特に40歳代、50歳代で上昇しています。

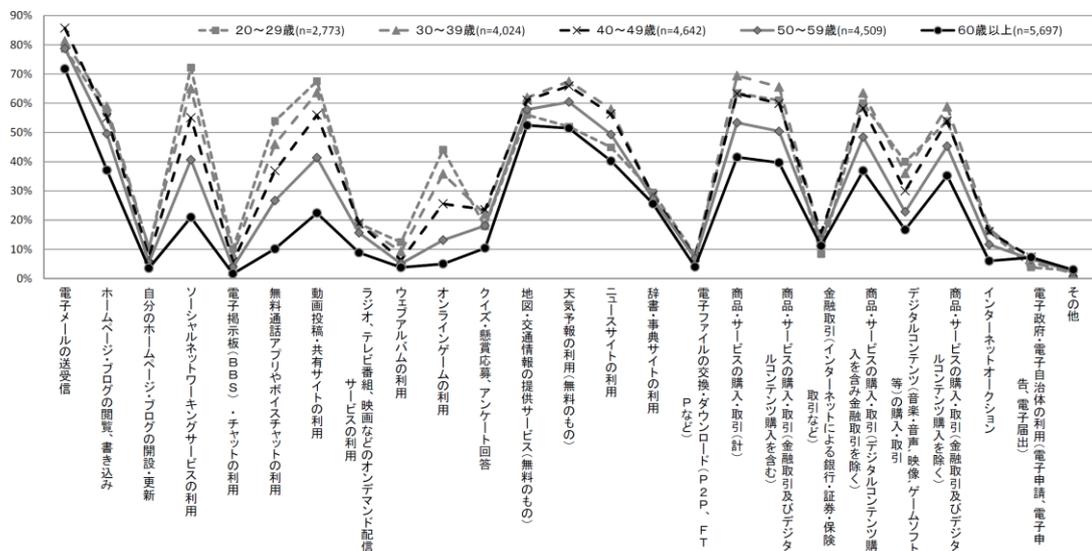
図表 2-10 ソーシャルネットワーキングサービスの利用状況(個人)



(出典:総務省「平成 27 年通信利用動向調査」)

インターネット利用者のインターネットの利用目的・用途を年齢階層別にみると、「電子メールの送受信」、「地図・交通情報の提供サービス」、「天気予報の利用(無料のもの)」及び「商品・サービスの購入・取引」については、20～59歳の各年齢階層での利用者の割合が50%を上回っています。一方、「ソーシャルネットワーキングサービスの利用」「無料通話アプリやボイスチャット※の利用」「動画投稿・共有サイトの利用」などは年齢階層の差が大きくなっています。

図表 2-11 年齢階層別インターネットの利用目的・用途

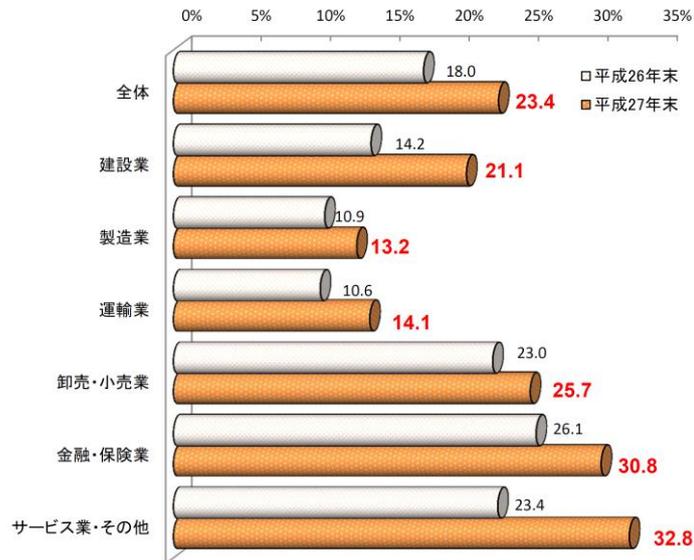


(出典:総務省「平成 27 年通信利用動向調査」)

(3) 企業におけるICT利用の状況

すべての産業においてソーシャルメディア*サービスを活用している企業の割合が上昇しています。

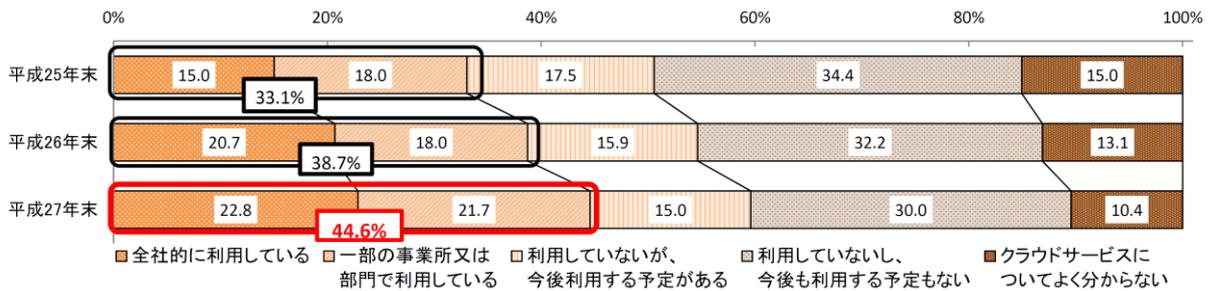
図表 2- 12 ソーシャルメディアサービスの活用状況(企業)



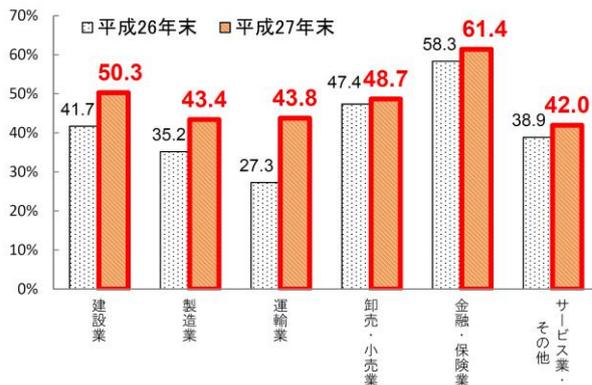
(出典:総務省「平成 27 年通信利用動向調査」)

クラウドサービスを利用している企業の割合は年々上昇しており、平成 27 年末には 40%を上回りました。産業別にみても、全産業において利用している企業の割合が上昇しています。また、資本金規模別にみると、資本金 10 億円以上の企業の 70%以上が利用していることがわかります。

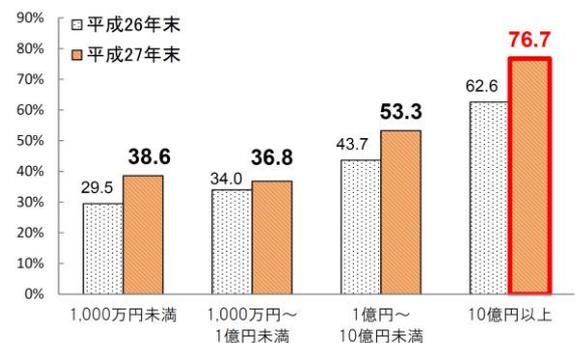
図表 2- 13 クラウドサービスの利用状況(企業)



図表 2- 14 産業別クラウドサービスの利用状況



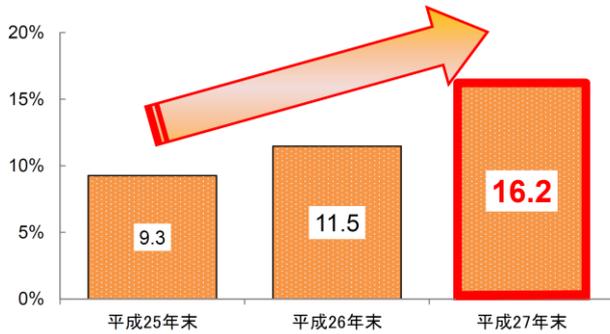
図表 2- 15 資本金規模別クラウドサービスの利用状況



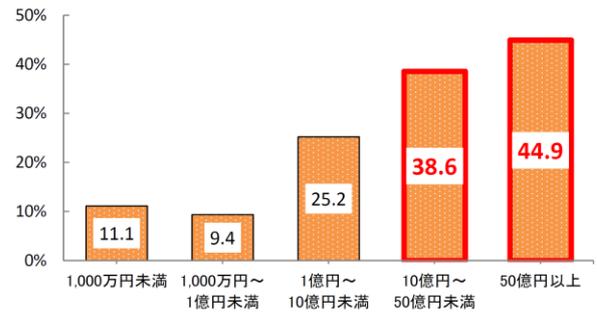
(出典:総務省「平成 27 年通信利用動向調査」)

テレワークを導入している企業の割合は年々上昇しており、資本金 10 億円以上で導入している企業の割合は約 40%となっています。テレワークを利用する従業員の割合は、「5%未満」が低下する一方で「10%～30%未満」が 10.6 ポイント増となっており、「定型的業務の効率性(生産性)の向上」「勤務者の移動時間の短縮」などのテレワークの導入目的に対する効果について、「非常に効果があった」又は「ある程度効果があった」と回答した企業の割合は 82.5%にのびります。

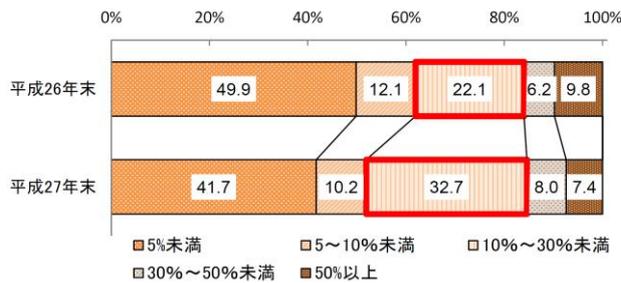
図表 2- 16 テレワークの導入状況



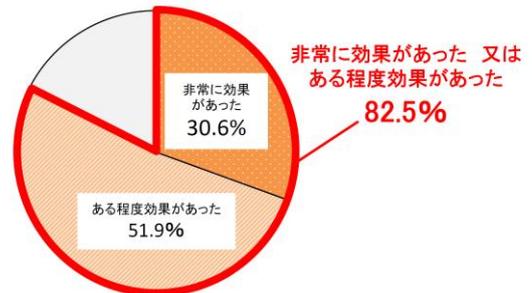
図表 2- 17 資本金規模別テレワークの導入状況



図表 2- 18 テレワークを利用する従業員の割合



図表 2- 19 テレワークの導入効果

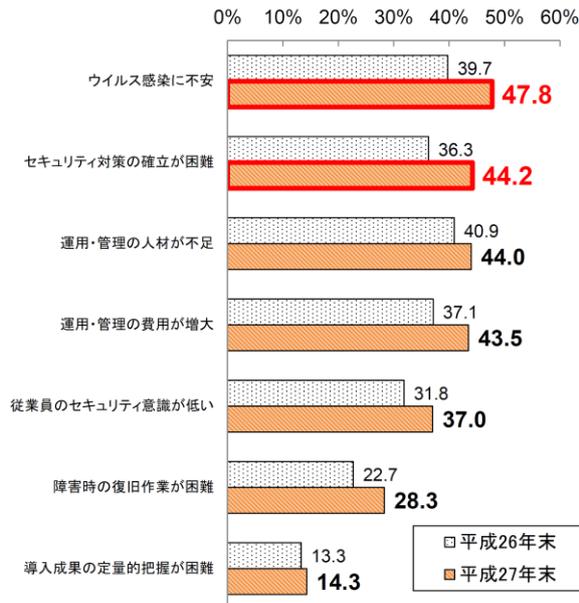


(出典:総務省「平成 27 年通信利用動向調査」)

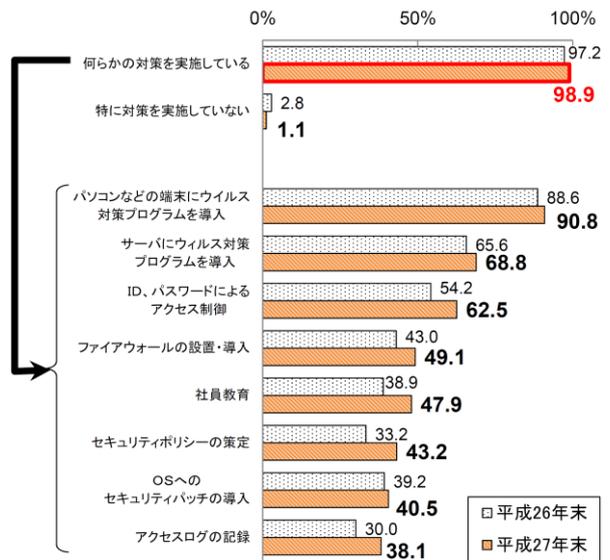
(4) 安全・安心への取組

情報通信ネットワーク利用上の問題点として「ウイルス^{*}感染に不安」や「セキュリティ対策の確立が困難」など、特にセキュリティ面での問題点を挙げる企業の割合が上昇しています。約 99%の企業が何らかの情報セキュリティ対策^{*}を実施しています。

図表 2- 20 企業の情報通信ネットワークの利用上の問題点



図表 2- 21 企業の情報セキュリティ対策状況



(出典:総務省「平成 27 年通信利用動向調査」)

3.2 最新技術動向

(1) マイナンバーについて

平成 28 年1月からマイナンバー制度が開始され、「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)2016」や「日本再興戦略2016」においても、行政手続の簡略化などの面でマイナンバーカードの利活用が示されました。マイナンバーカードを活用した技術としては、ワンストップサービス*やコンビニ交付サービス、プッシュ通知*などの行政サービスの向上が期待されています。

図表 2- 22 国の戦略におけるマイナンバーカード活用

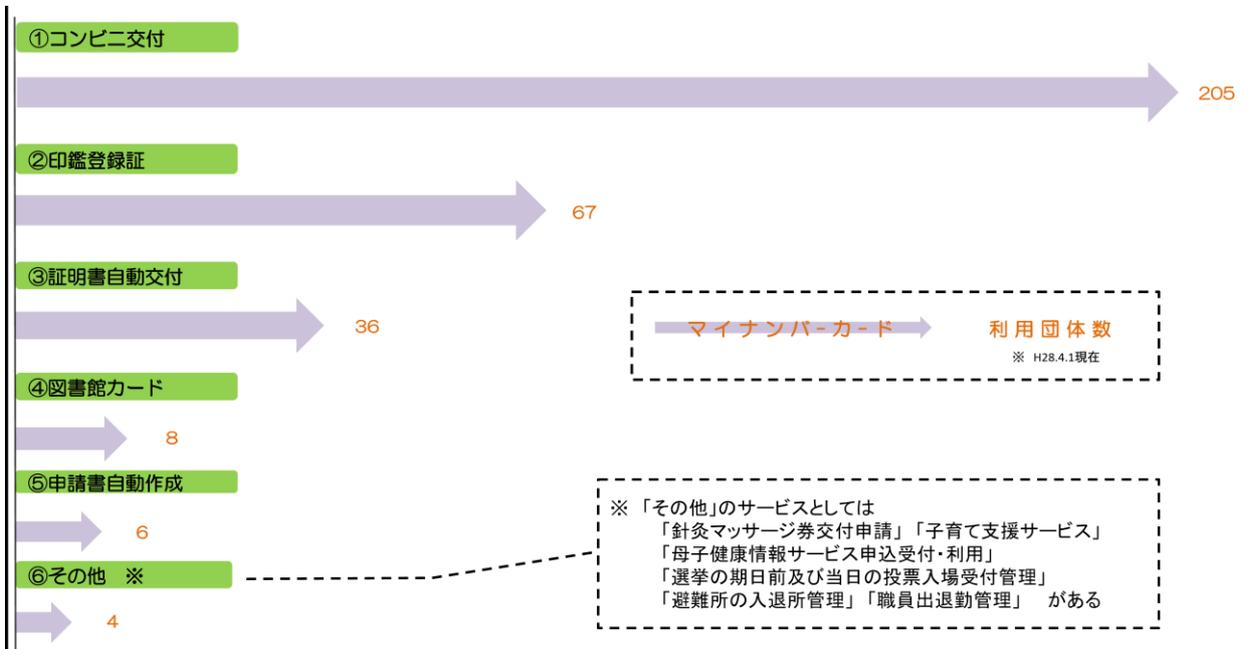
<p>経済財政運営と改革の基本方針 2016(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)</p>
<p>第2章 成長と分配の好循環の実現</p> <p>2. 成長戦略の加速等</p> <p>(4)地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援 ③地域の活性化</p> <p>(略)マイナンバーカードを活用した自治体と商店街等とのサービス連携等による地域活性化を検討する。</p> <p>4. 成長と分配をつなぐ経済財政システムの構築</p> <p>(2)行政手続の簡素化・効率化・オンライン化*</p> <p>(略)また、マイナンバーカードや電子私書箱の利活用による、子育て支援や電子調達等に係る手続きのワンストップ化を促進する制度整備等に取り組む。</p>
<p>日本再興戦略 2016(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)</p>
<p>1. 第4次産業革命の実現</p> <p>(2)新たに講ずべき具体的施策 ii)第4次産業革命を支える環境整備</p> <p>⑥サイバーセキュリティの確保とIT 利活用の徹底等</p> <p>イ)IT 利活用の推進とマイナンバー利活用拡大等(マイナンバーカード・マイナポータル*の利活用拡大)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民の子育て負担軽減を図るため、希望者が妊娠、出産、育児等の子育て関連の申請に関して、窓口への訪問や書類郵送なしで地方公共団体における手続をマイナンバー制度・マイナンバーカードの活用により、オンラインで一括して行えるよう、現行法上の要請を踏まえつつワンストップ化の検討を行い、来年7月以降速やかに実現する。 ・災害発生時や生活再建支援時等におけるマイナンバー制度・マイナンバーカードを用いたより効果的な避難状況等の把握等に繋がる情報共有のあり方について検討を行い、今年度中を目途に方針をとりまとめる。 ・法人の代表者から委任を受けた者がマイナンバーカードを用いて対面・書面なく電子的に契約書等の作成、提出等することが可能になるよう、公的個人認証サービスを活用した法人間取引等における権限の認証等の実現に向けた多様なアクセス手段や制度的措置について検討を進め、可能な限り早期に国会に法案を提出する。併せて、マイナンバーカード及び法人番号も活用した、調達手続の簡素化等については本年度から順次実現する。 ・法人番号の利活用による法人関連情報の収集に係るコストの削減、事業開始の際に必要な税務・社会保険等の各種手続の簡素化、オンライン手続のワンストップ化による民間事業者等における事業活性化や行政事務の効率化等を図る。あわせて、法人番号を併記した法人情報のオープンデータ化等を本年1月以降順次開始し、来年1月に「法人ポータル(仮称)」の運用を開始する。 ・利用者証明用電子証明書の海外転出後の継続利用等や旧姓併記等の券面記載事項の充実、マイナンバーカードのマイキー部分(公的個人認証機能等)を活用した公共施設の利用や自治体ポイント等の自治体サービスのクラウド利用による効果的・効率的利用や当該ポイントの商店街等での利用推進等について、その可否も含め検討を進め、可能なものから来年度以降順次実現する。

(出典:「個人番号カード・公的個人認証サービス等の利活用推進の在り方に関する懇談会資料」より作成)

図表 2-23 マイナンバーカードを活用した利活用将来像



図表 2-24 自治体におけるマイナンバーカードの多目的利用の状況



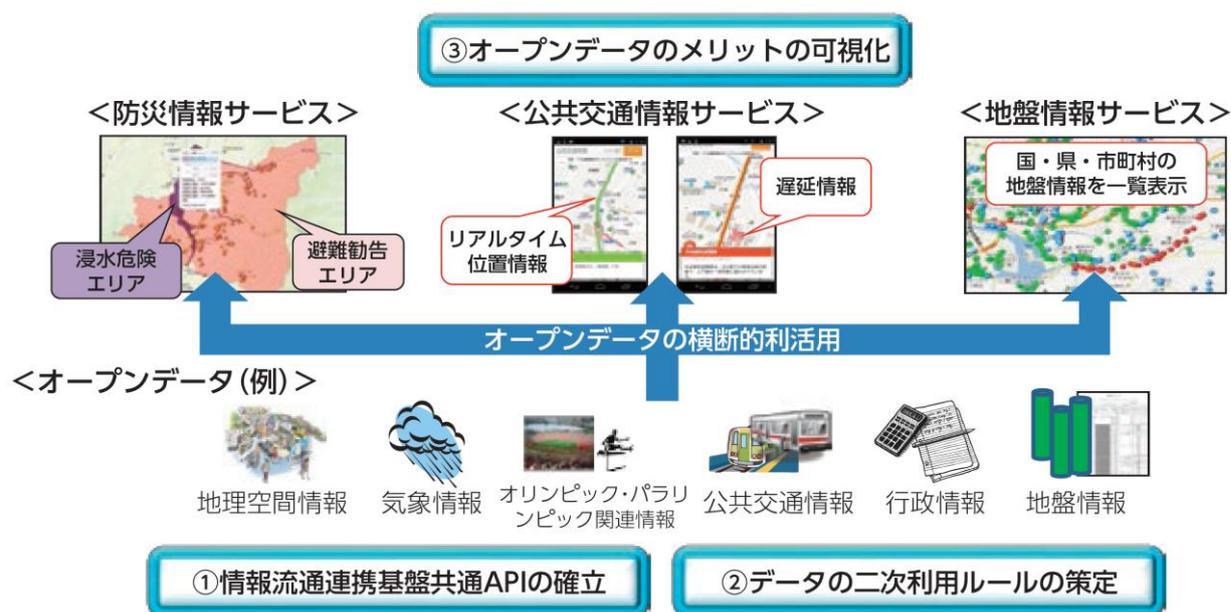
参考：平成 28 年 4 月 1 日現在の市区町村数は 1,741 団体

(2) オープンデータについて

オープンデータは、公的機関が保有するデータを開放し民間での活用を促すことにより、行政の透明性・信頼性の向上だけでなく、市民参加の促進、新事業・新サービスの創出などの実現を図る取組です。

総務省は、オープンデータ流通環境の整備に向け、①情報流通連携基盤共通API※(Application Programming Interface)の確立、②データの二次利用ルールの策定、③オープンデータのメリットの可視化のための実証実験を実施しました。オープンデータを活用した新たなサービスは、住民サービスに関わる住民からの問い合わせ件数の削減による事務の効率化や事務コストの削減が期待されています。

図表 2- 25 総務省によるオープンデータの利活用推進



(出典:平成 28 年度版「情報通信白書」)

(3) 多言語対応について

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、訪日外国人による消費(インバウンド[※]需要)が期待されます。こうしたインバウンド振興と需要拡大のため、情報発信、観光施策へのビッグデータの利活用、多言語対応、翻訳アプリなどICTの活用が求められています。

「総務省委託研究開発・多言語音声翻訳技術推進コンソーシアム」では、2020年までに、多言語音声翻訳技術を用いたサービスを病院、ショッピングセンター、観光地、公共交通機関などの生活拠点に導入し、日本語を理解できない外国人が日本国内で「言葉の壁」を感じることなく、生活に必要なサービスを利用できる社会の実現を目指しており、これにより訪日外国人旅行者の満足度や安心感の向上、全体の人数やリピーター数の増加、さらには観光などによる地域経済への波及につながることを期待されています。

図表 2-26 ICTを活用した多言語対応の実現

○世界の「言葉の壁」をなくしグローバル[※]で自由な交流を実現する「グローバルコミュニケーション計画」を推進するため、情報通信研究機構が開発した多言語音声翻訳技術の精度を高めるとともに、民間が提供する様々なアプリケーション[※]に適用する社会実証等を実施する。これにより、ICTを活用したイノベーションを加速し、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの際には、本技術を活用して「言葉の壁」がない社会をショーケースとして世界に発信する。

・多言語音声翻訳の対応領域、対応言語を拡大するための研究開発

多言語音声翻訳技術の翻訳精度を向上し、対応言語数を拡大する。また、雑音対策や長文翻訳など、翻訳精度の向上に向けた研究開発を実施する。

・病院、商業施設、観光地等における社会実証

産学官の連携により、多様なアプリケーションの社会実証を集中的に実施する。

<p>多言語音声翻訳システムの仕組み</p> <p>スマートフォンなどに話しかけると即座に他の言語に翻訳して、音声出力する</p>	<p>病院</p> <p>多言語対応ヘッドセット等のウェアラブル機器[※]を用い、症状や病名の翻訳など 医師と患者のコミュニケーションを支援</p>	<p>ショッピング</p> <p>多言語対応型レジ端末により、商品の購入や問合せなど、外国人客の要望にきめ細やかに対応</p>
--	--	--

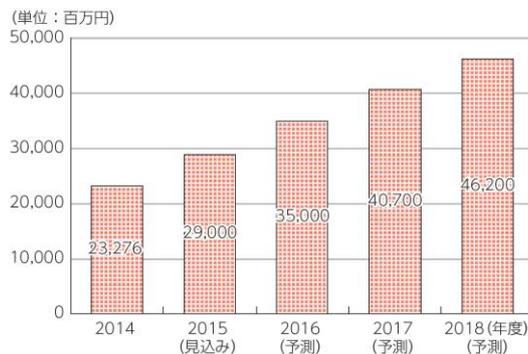
(出典:「2020年に向けた社会全体のICT化 アクションプラン(第一版) 概要」より作成)

(4) シェアリングエコノミーについて

ソーシャルメディアの発達により、シェアリングエコノミーの国内の市場規模は今後拡大していくと予測されています。シェアリングエコノミーとは、個人が保有する遊休資産(スキルのような無形のものも含む)の貸出しを仲介するサービスであり、貸主は遊休資産の活用による収入、借主は所有することなく利用ができるというメリットがあります。

シェアリングエコノミーによって、個人が自らのスキルを活用し、組織に属さずに、企業などの発注者側の要求に対し場所や時間にとらわれない形で就労できるようになりつつあります。このワークスタイルの変革による就労の促進は、労働力減少の解決や産業の発展につながり、地域経済を活性化させるものとして期待されます。

図表 2- 27 シェアリングエコノミー国内市場規模の予測



注1) サービス提供事業者売上高ベース
 注2) 2015年度は見込値、2016年度以降は予測値(2015年7月現在)

(出典:平成 28 年度版「情報通信白書」)

図表 2- 28 シェアリングエコノミー国内事例

事例名称	提供企業	サービス開始時期	概要
STAY JAPAN/ とまりーな	とまれる/ 百戦練磨	2014 年	「STAY JAPAN」はマンションや一軒家の空き部屋の所有者と宿泊希望者とのマッチングを行うサービス。「とまりーな」は旅行者と農家民泊等の体験をマッチングするサービス。
ミナポート	アーキエムズ	2015 年	京都市で行われているシェアバイクサービス。4つの拠点貸出・返却に加え、スマートフォンアプリからあらかじめ指定した日時・場所に自転車を配送してくれるサービスもあり、好きな場所で貸出・返却を行うことができる。また、利用者の現在地に自転車を配送するサービスもある。
Space Market	スペースマーケット	2014 年	古民家、映画館、球場、お寺、自治体の公共施設等の場所を貸し借りできるプラットフォーム*サービス。
TIME TICKET	レレレ	2014 年	個人の持つスキルをシェアするサービス。例えば、IT、マーケティング、音楽、料理等の専門家に、空いている時間に個別で相談することができる。
akippa	akippa	2014 年	個人や法人の所有する未利用の駐車スペースと、一時的に駐車場を探しているドライバーとをマッチングするサービス。
軒先パーキング	軒先	2012 年	駐車スペースとドライバーをマッチングするサービス。

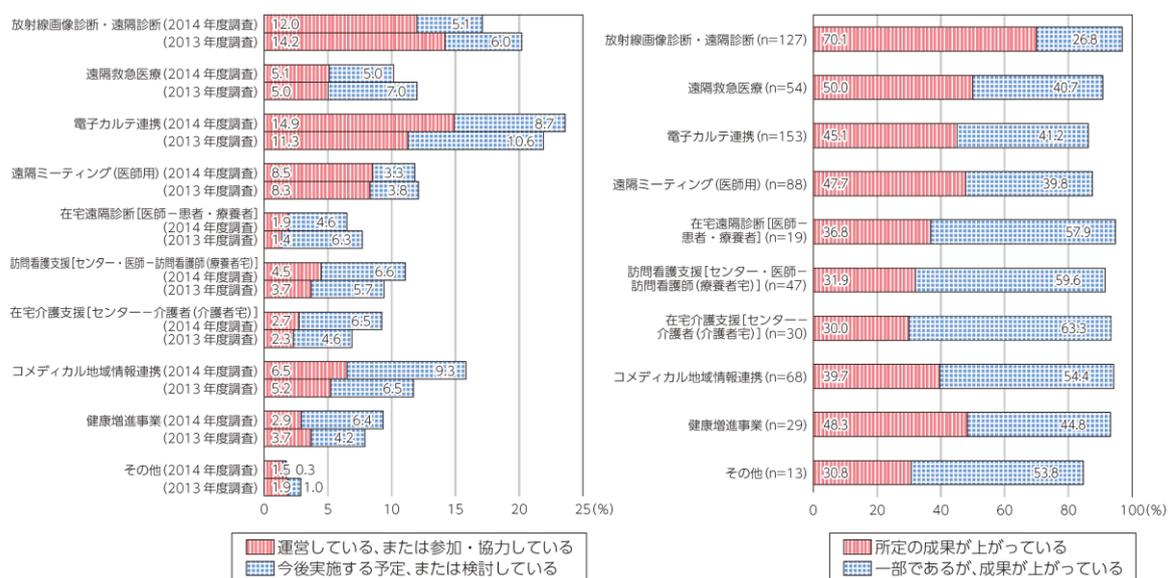
(出典:平成 28 年度版「情報通信白書」より作成)

(5) 医療・介護分野における最新技術動向

総務省「地域におけるICT利活用の現状に関する調査研究」(平成27年)によると、医療・介護分野では、「電子カルテ[※]連携」、「放射線画像診断・遠隔診断」で10%を超える実施率となりました。経年で見ると、昨年度調査で最も多くの自治体が「今後実施する予定、又は検討している」と回答した「電子カルテ連携」が最も大きく増加しています。また、今後の実施予定では「コメディカル[※]地域情報連携」が最も多くなり、ICTを活用することによって情報連携が行われ、医療・介護の質の向上や効率化が期待されます。

次に、これらの事業を運営、又は何らかの形で参加・協力していると回答した自治体に対して、当初想定していた成果の有無について尋ねたところ、いずれの事業についても80%以上が一定の成果を得ていると回答しました。

図表 2-29 医療・介護分野におけるICT利活用状況と成果

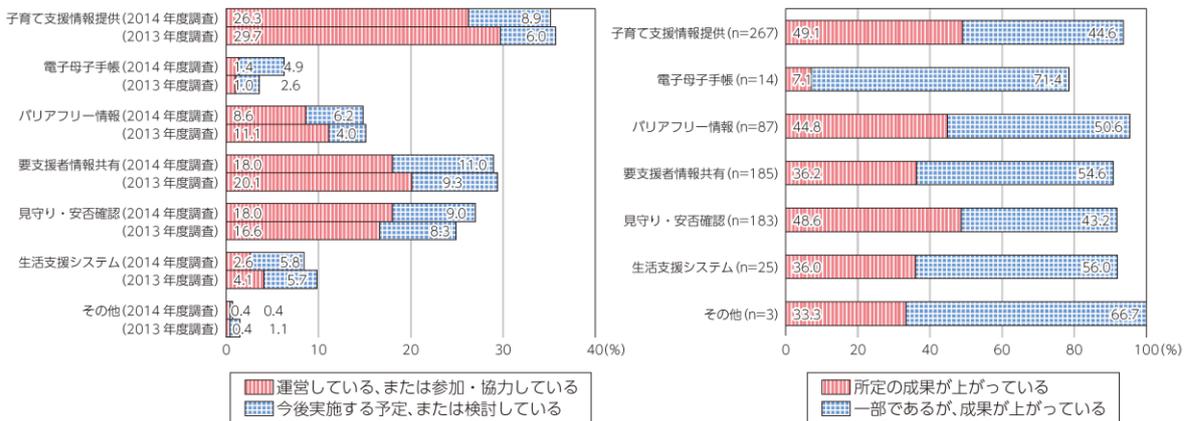


(出典:平成27年度版「情報通信白書」)

(6) 福祉分野における最新技術動向

福祉分野では、「子育て支援情報提供」が25%を超える実施率となり、「要支援者情報共有」、「見守り・安否確認」も15%を超え、今後の実施予定についてもこれら3事業が多くなっています。経年でみると、実施率は低いものの「電子母子手帳」を「今後実施する予定、または検討している」という自治体がほぼ倍増しています。成果の有無については、多くの事業で90%以上が成果を得られていますが、「電子母子手帳」ではやや低い割合となりました。

図表 2- 30 福祉分野における ICT 利活用状況と成果



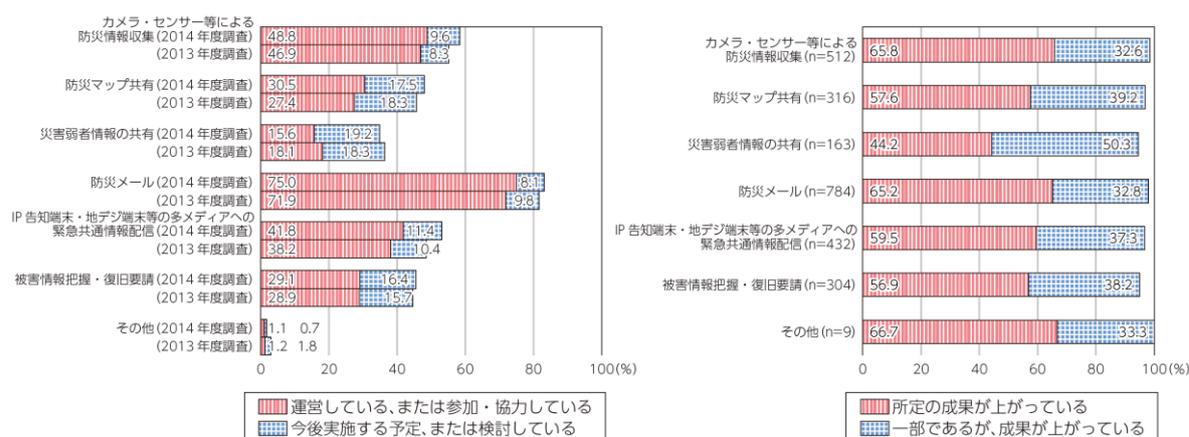
(出典:平成 27 年度版「情報通信白書」)

(7) 防災分野における最新技術動向

防災分野では、「防災メール」が70%を超える実施率となり、「カメラ・センサー等による防災情報収集」、「IP※告知端末・地デジ端末等の多メディアへの緊急共通情報配信」も40%を超えました。経年で見ると、多くの事業で実施率が増加しており、活用が進んでいます。成果の有無については、いずれの事業についてもほぼすべての自治体が一定の成果を得られていると回答しています。

また、東日本大震災以後、携帯電話とSNSの組み合わせが注目されるようになり、現在ではSNSを用いて情報発信する自治体は多く、その数は市区町村では672、都道府県では31に達しています。

図表 2- 31 防災分野における ICT 利活用状況と成果



(出典:平成 27 年度版「情報通信白書」)

図表 2- 32 災害時に SNS を用いて情報発信する自治体

(1) SNS等利用状況

調査数	SNS等利用自治体数	割合
1741	672	38.5%

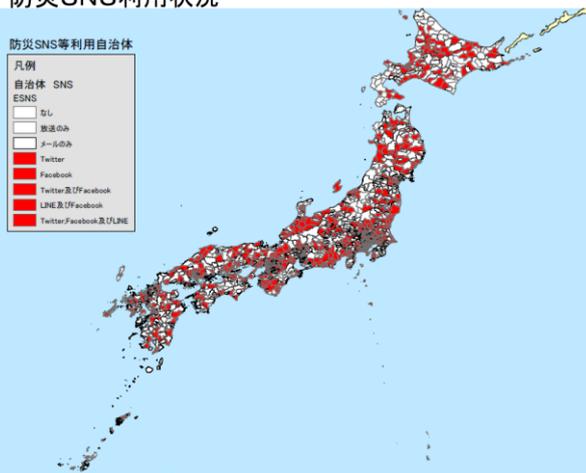
(2) 種類別利用状況

SNS等種類	自治体数	割合
Twitter	410	23.5%
Facebook	472	27.1%
LINE	21	1%未満

(3) 複数のSNS等利用状況

組み合わせ	自治体数
TwitterとFacebook	204
TwitterとLINE	5
FacebookとLINE	2
すべて	10

防災SNS利用状況



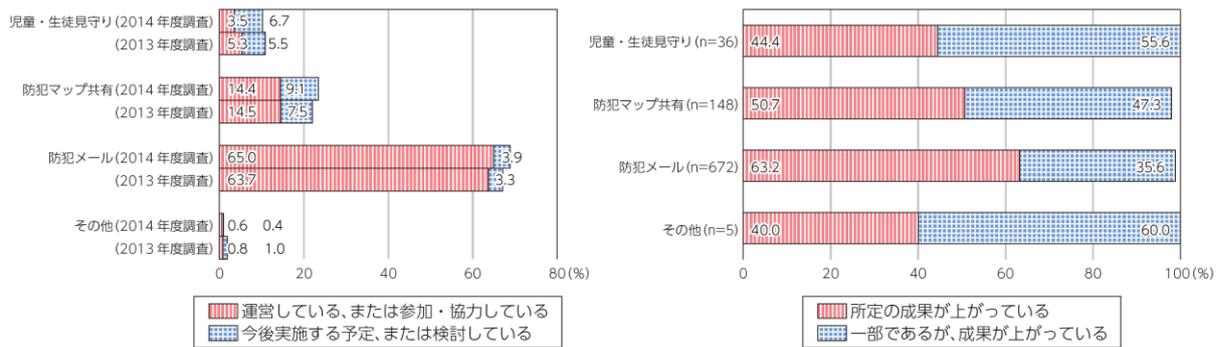
<調査の内容>
 ※事務局において5月15日から6月25日までの間に自治体WEBページの確認調査を行った。情報が不明瞭な自治体には電話、メールにて連絡し確認を行った。
 ※防災専用アカウントに加え、災害情報を発信することとしている公式アカウントを持っている自治体を対象とした。
 ※SNSを利用していても、WEBページ上でその内容を示す掲載がない自治体は、SNS利用していない自治体とした。

(出典:防災・減災における SNS 等の民間情報の活用等に関する検討会(第2回)資料)

(8) 防犯分野における最新技術動向

防犯分野では、「防犯メール」が60%を超える実施率となり、「防犯マップ共有」は実施予定を合わせると20%を超えました。経年でみると、「防犯メール」の実施率が微増しています。成果の有無については、いずれの事業についてもほぼすべての自治体が一定の成果を得られていると回答しています。

図表 2- 33 防犯分野における ICT 利活用状況と成果



(出典:平成 27 年度版「情報通信白書」)

4. 外部環境変化による取り組むべき課題

国の動向、静岡県、ICTの動向をまとめると以下のようになります。

図表 2-34 国、静岡県、ICTの動向のまとめ

国の動向		<ul style="list-style-type: none"> 自治体クラウド導入やサイバーセキュリティ対策など、国・地方公共団体のIT化・業務改革(BPR)の推進 オープンデータなど、安全・安心なデータ流通と利活用のための環境の整備 ビッグデータ活用やマイナンバーカード活用など、超少子高齢社会における諸課題の解決
静岡県の動向		<ul style="list-style-type: none"> 防災、教育、環境、医療、防犯、交通安全などの社会的課題の解決のためのICT利活用 地域や産業の活性化、雇用の促進のためのICT利活用 便利で利用者負担の少ない行政サービスや行政コストの削減のためのICT利活用 ICTの利活用推進を支える基盤の強化
ICTの動向	国民・企業の動向	<ul style="list-style-type: none"> インターネット利用割合、スマートフォン・タブレット型端末の保有割合の上昇 個人におけるSNS利用割合の上昇 企業におけるSNS利用、クラウドサービス利用、テレワーク導入割合の上昇 セキュリティ面での問題点を挙げる企業割合の上昇
	最新技術動向	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカードの市民サービスへの活用の期待 医療・介護、福祉、防災分野などまちづくりでのICT利活用の期待 オープンデータ活用による行政の効率化への期待 多言語対応やシェアリングエコノミーによる行政の収益増加への期待

それぞれの動向から、自治体クラウドやオープンデータ、マイナンバーカードなどを活用した、市民サービスの向上や行政経営の改善、社会的課題の解決が求められていることがわかります。本市においても、個人や企業の情報化動向を踏まえながら、これらの取組を推進することが重要です。

市民サービスの向上として特に期待されるマイナンバー制度ですが、システムのマイナンバー制度への対応は完了したため、今後はマイナンバーカードを活用したサービスの拡充が課題となります。また、個人のスマートフォン・タブレット型端末の保有が増えていることから、これらを利用した市民サービスの提供に取り組む必要があります。

行政経営の改善は、業務改革によるコスト削減に加え、行政の収益増加にも力を入れていくことが重要です。2020年の東京オリンピック・パラリンピックを控え、本市の魅力を発信していくため、公衆無線LAN^{*}環境のあり方や、ICTと絡めたシティプロモーション^{**}の検討を課題として定め、取組を進めます。

社会的課題の解決としては、防災、防犯、子育て、教育、環境、医療・介護、福祉といった分野でICTを利用したシステムの導入が進んでいます。また、ICTを利用して情報発信や情報共有を円滑にすることで、各分野の課題の解決にもつながっており、その一つとして、個人や企業で利用が増えているSNSを用いた取組があります。本市においても、このような社会動向を捉え、社会的課題の解決に向けてICTの活用を図ります。

また、安全で安心なICTの利活用のためには、すべての事業においてセキュリティ対策を講じる必要があります。